



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 708 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課) 1
- 709 " (") 1
- 710 " (") 2
- 711 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) 2
- 712 大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要 (") 3
- 713 初島町土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 4
- 714 保安林予定森林 (森林整備課) 4
- 715 道路法による所有者不明の物件の措置 (道路保全課) 5
- 716 昭和63年和歌山県告示第783号(海岸保全区域の指定及び昭和42年和歌山県告示第198号の廃止)の一部改正 (港湾空港振興課) 5

○ 人事委員会告示

- *6 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程 6

○ 公安委員会告示

- 26 雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、貴重品運搬警備業務2級、施設警備業務2級及び交通誘導警備業務2級検定の実施 7
- 27 機械警備業務管理者講習の実施 11

○ 公告

- 平成24年度県立高等看護学院の学生募集 (医務課) 12
- 平成24年度県立なぎ看護学校の学生募集 (") 18
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 20

告 示

和歌山県告示第708号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年6月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西柔 19-23	太田誠也	太田整骨院	西牟婁郡上富田町市ノ瀬字根皆田2 506-7	平成 23.4.4

和歌山県告示第709号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定にお

いてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新あ 16-23	齊藤陽佐	妙水療法院	新宮市相筋1-8-9	平成 23. 5. 16

和歌山県告示第710号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田柔 36-23	森本豪	よつば整骨院	田辺市湊600-6 コスモハイツ1階	平成 23. 5. 18

和歌山県告示第711号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
海南築地物販店舗（ジョーシン海南店）
和歌山県海南市築地1番97の一部
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
関電不動産株式会社 代表取締役 篠丸康夫
大阪市北区中之島六丁目2番27号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年2月11日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,575㎡
- 駐車場の収容台数
65台

- 7 駐輪場の収容台数
46台
- 8 荷さばき施設の面積
47.6㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
12.3㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成23年6月10日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
海南市まちづくり部産業振興課（海南市日方1525番地6）
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北1丁目2の1番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成23年6月24日から同年10月24日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第712号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターオークワ海南店
和歌山県海南市築地1番1
- 2 意見の概要
騒音、振動、廃棄物関係については、関係法令を順守のこと。また、夜間照明（駐車場も含む）等、生活環境に影響を与えると思われることについては、隣接地域の住民、事業者、団体等に説明し理解を得ること。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
海南市まちづくり部産業振興課（海南市日方1525番地6）
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北1丁目2番地の1）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成23年6月24日から同年7月25日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第713号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により初島町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成23年5月24日退任）

職名	氏名	住所
理事	東山英義	有田市初島町里1809番地
理事	上田浩	有田市初島町浜1327番地
理事	脇村均	有田市初島町浜1111番地
理事	中村重喜	有田市初島町浜1115番地5
理事	東端健	有田市初島町里1780番地
理事	面中義種	有田市初島町里1201番地の7
理事	山口敏夫	有田市初島町里373番地
理事	國中眞次	有田市初島町里2178番地
監事	竹田雄一	有田市初島町里1591番地
監事	上田義弘	有田市初島町浜1344番地

2 就任した役員（平成23年5月25日就任）

職名	氏名	住所
理事	東山英義	有田市初島町里1809番地
理事	上田浩	有田市初島町浜1327番地
理事	脇村均	有田市初島町浜1111番地
理事	中村重喜	有田市初島町浜1115番地5
理事	橋本恵一	有田市初島町里337番地
理事	東端健	有田市初島町里1780番地
理事	面中義種	有田市初島町里1201番地の7
理事	山口敏夫	有田市初島町里373番地
監事	上田義弘	有田市初島町浜1344番地
監事	國中眞次	有田市初島町里2178番地

和歌山県告示第714号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小匠字板井1316から1319まで、1321の1、1334の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第71条第3項の規定に基づき、県道新和歌浦梅原線に放置されている所有者不明の物件の措置を次のとおり行う。

平成23年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 物件の所在及び種類等

(1) 所在

和歌山市西布経丁地先（北島橋下P2橋台北側）

(2) 種類等

住所不定生活者が使用していた小屋を構成していた木材等及び軽自動車

2 所有者等の行うべき措置

当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有するもの（以下「所有者等」という。）は、海草振興局建設部管理課に連絡した上で、この告示の日から30日以内に当該物件を撤去すること。

3 道路管理者が行う措置

所有者等が期限内に2の措置を行わないときは、道路管理者は、当該措置を自ら行い、他の者に命じ、又は委任して当該物件を撤去するものとする。なお、撤去後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第71条第3項の規定に基づき、当該撤去に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市築港一丁目14-2

海草振興局建設部管理課（電話番号 073-423-5952）

和歌山県告示第716号

昭和63年和歌山県告示第783号（海岸保全区域の指定及び昭和42年和歌山県告示第198号の廃止）の一部を次のように改正する。

平成23年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2項を次のように改める。

2 海岸保全区域

(1) 沿岸名 和歌山県紀州灘沿岸

(2) 海岸名 和歌山下津港海岸

(3) 地区海岸名 有田港地区海岸

(4) 指定場所 和歌山県有田市箕島、港町地内及び地先

和歌山県有田市港町、初島町浜地内及び地先

(5) 指定区域

和歌山県有田市箕島、港町地内及び地先

基点1から基点8までを順次結んだ線及び基点8と基点1を結んだ線により囲まれた区域

和歌山県有田市港町、初島町浜地内及び地先

基点1から基点31までを順次結んだ線及び基点31と基点1を結んだ線により囲まれた区域

(6) 基点の表示

和歌山県有田市箕島、港町地内及び地先

- 基点1 北緯34度05分06秒0835 東経135度06分22秒4834の地点
基点2 北緯34度05分07秒0961 東経135度06分30秒2378の地点
基点3 北緯34度05分06秒3999 東経135度06分30秒4284の地点
基点4 北緯34度05分06秒6521 東経135度06分34秒5887の地点
基点5 北緯34度05分06秒8723 東経135度06分37秒6974の地点
基点6 北緯34度05分06秒5663 東経135度06分50秒5642の地点
基点7 北緯34度05分05秒3877 東経135度06分51秒3985の地点
基点8 北緯34度05分05秒0388 東経135度06分22秒4944の地点

和歌山県有田市港町、初島浜地内及び地先

- 基点1 北緯34度05分04秒7003 東経135度06分05秒1133の地点
基点2 北緯34度05分03秒8931 東経135度05分58秒3564の地点
基点3 北緯34度05分06秒6271 東経135度05分42秒1413の地点
基点4 北緯34度05分07秒7021 東経135度05分41秒2915の地点
基点5 北緯34度05分28秒2495 東経135度05分48秒8693の地点
基点6 北緯34度05分34秒2394 東経135度05分48秒3706の地点
基点7 北緯34度05分37秒1548 東経135度05分50秒7791の地点
基点8 北緯34度05分36秒4415 東経135度05分56秒0543の地点
基点9 北緯34度05分34秒2929 東経135度05分57秒2544の地点
基点10 北緯34度05分28秒0882 東経135度05分55秒2601の地点
基点11 北緯34度05分26秒0637 東経135度06分04秒3408の地点
基点12 北緯34度05分34秒7780 東経135度06分07秒1511の地点
基点13 北緯34度05分40秒3618 東経135度06分08秒9613の地点
基点14 北緯34度05分44秒9375 東経135度06分10秒4414の地点
基点15 北緯34度05分48秒2143 東経135度06分19秒9155の地点
基点16 北緯34度05分49秒7791 東経135度06分19秒1555の地点
基点17 北緯34度05分46秒6084 東経135度06分09秒5819の地点
基点18 北緯34度05分27秒2638 東経135度06分03秒2733の地点
基点19 北緯34度05分28秒6274 東経135度05分56秒9334の地点
基点20 北緯34度05分34秒3763 東経135度05分58秒5769の地点
基点21 北緯34度05分38秒2323 東経135度05分56秒4272の地点
基点22 北緯34度05分44秒3034 東経135度05分58秒1381の地点
基点23 北緯34度05分44秒6691 東経135度05分55秒8881の地点
基点24 北緯34度05分38秒0669 東経135度05分53秒6593の地点
基点25 北緯34度05分38秒8035 東経135度05分50秒3456の地点
基点26 北緯34度05分34秒9347 東経135度05分46秒3100の地点
基点27 北緯34度05分29秒4518 東経135度05分46秒4154の地点
基点28 北緯34度05分05秒6552 東経135度05分37秒9316の地点
基点29 北緯34度05分01秒8741 東経135度06分01秒1056の地点
基点30 北緯34度05分03秒7388 東経135度06分08秒5855の地点
基点31 北緯34度05分04秒5736 東経135度06分08秒6232の地点

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第6号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年6月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第5備考7中「財務捜査官」の次に「及び航空操縦士」を加える。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示26号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成23年6月24日

和歌山県公安委員会委員長 大桑 埴 嗣

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
雑踏警備業務1級	10名
雑踏警備業務2級	10名
貴重品運搬警備業務2級	10名
施設警備業務2級	10名
交通誘導警備業務2級	10名

2 実施日時、場所

(1) 学科試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成23年9月26日（月） 午前9時から正午まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成23年9月26日（月） 午前9時から正午まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成23年9月26日（月） 午後1時から午後4時まで	
施設警備業務2級	平成23年10月3日（月） 午前9時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	平成23年10月3日（月） 午後1時から午後4時まで	

(2) 実技試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成23年11月2日（水） 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成23年11月9日（水） 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成23年11月16日（水） 午前10時から午後5時まで	

施設警備業務 2 級	平成23年11月22日（火） 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務 2 級	平成23年11月30日（水） 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)及び次のア又はイに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に対し、受検希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
雑踏警備業務1級	平成23年8月22日（月）から同月26日（金）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	
施設警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	

(2) 申込み受付

(1)により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署とし、県外在住警備員は、その者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書類等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
雑踏警備業務 1 級	平成23年9月5日（月）から同月7日（水）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務 2 級	
貴重品運搬警備業務 2 級	
施設警備業務 2 級	
交通誘導警備業務 2 級	

(3) 事前申出及び申込み時の注意事項

- ア 事前申出の受付は、受付専用電話以外では、一切行わない。
- イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検希望者1名に限る。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に即答できない場合は、受け付けない。
- オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、受検予定者に決定していることを無効とする。
- カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問い合わせ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書

(2) 検定申請書の添付書類

- ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）等） 1通
- ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
- エ イ及びウに該当する者が検定申請書等を、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、ア又はイの書類を添付すること。

- ア 2級検定の合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業従事証明書又は誓約書）
- イ 公安委員会が5の (2) のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定証）の写し

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
雑踏警備業務 1 級	13,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務 2 級	13,000円	

貴重品運搬警備業務2級	16,000円	
施設警備業務2級	16,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	

8 問い合わせ先

検定についての問い合わせは、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（以下「生活安全企画課警備業係」という。電話番号073-423-0110（内線3028））又は最寄りの警察署生活安全（刑事）課へ行くこと。ただし、定員に達したか否かの確認の問い合わせは、電話にて生活安全企画課警備業係まで行くこと。

和歌山県公安委員会告示第27号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成23年6月24日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 講習の実施期間、実施場所及び定員

(1) 講習期間

平成23年8月29日（月）から同年9月1日（木）までの4日間

(2) 講習場所

和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛

(3) 定員

20名

2 講習の対象者

機械警備業務管理者講習を受講することができる者は、本講習の受講を希望する者とする。

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成23年8月1日（月）から同月3日（水）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込み受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成23年8月9日（火）から同月11日（木）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4の提出書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込み時の注意事項

ア 事前申出の受付は、受付専用電話以外では一切行わない。

イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受講を希望する者1人に限る。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受講を希望する者又は受講予定者に対して行う質問等に即答できない場合は、受け付けない。

オ 申出後において、提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に7の問い合わせ先に確認しておくこと。

4 提出書類等

(1) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真1枚を貼付したもの） 1通

(2) 手数料

38,000円（和歌山県証紙により納付すること。）

5 講習修了証明書の交付等

(1) 講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

電話番号 073-423-0110（内線3027又は3028）

公 告

公 告

平成24年度和歌山県立高等看護学院看護学科一部、看護学科二部及び助産学科の学生を次のとおり募集する。

平成23年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

募集学科

1 看護学科一部推薦（全日制、看護師3年課程）

(1) 募集人員

25人程度

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、和歌山県内の高等学校長が推薦するものとする。

ア 平成24年3月和歌山県内の高等学校を卒業見込みの者

イ 生活態度が良好で、現在の学校における成績の評定平均値が3.8以上の者

ウ 合格した場合、本学院への入学を確約できる者

エ 卒業後、和歌山県内で看護職として医療に貢献する積極的な意志を有する者

(4) 入学願書受付期間

平成23年11月1日（火）から同月2日（水）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する高等学校の学校長に提出すること。

(ア) 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

(イ) 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型（縦60mm×横40mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円（書留料を含む。）を貼付すること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）を貼付すること。

イ 高等学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、出願書類を一括し和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 調査書 文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの

(イ) 推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、高等学校長が作成したもの

(6) 試験科目

小論文及び面接

(7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成23年11月14日（月）午前10時から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表

平成23年11月21日（月）

高等学校長に通知するとともに、合格者には本人宛合格通知書を送付する。

2 看護学科二部推薦（昼間定時制、看護師2年課程）

(1) 募集人員

10人程度

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、在学する学校の学校長が推薦するものとする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に該当する者で、准看護師の免許を平成24年3月31日までに取得見込みの者

イ 和歌山県内の准看護師養成所、又は県内在住で県外の准看護師養成所を平成24年3月に卒業する見込みの者

ウ 生活態度が良好で、現在の准看護師養成所における前年度の成績の平均点が80点以上の者

エ 合格した場合、本学院への入学を確約できる者

オ 卒業後、和歌山県内で看護職として医療に貢献する積極的な意志を有する者

(4) 入学願書受付期間

平成23年8月2日（火）から同月3日（水）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する学校の学校長に提出すること。

(ア) 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

(イ) 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型（縦60mm×横40mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円（書留料を含む。）を貼付すること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）を貼付すること。

(オ) 住民票1通

上記（3）イの和歌山県在住で、県外の准看護師養成所を卒業する見込みである者は提出すること。

イ 学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「看護学科二部」と朱書の上、出願書類を一括し、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 成績証明書 学校長が作成し、厳封したもの

(イ) 推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、学校長が作成したもの

(ウ) 卒業見込証明書

(6) 試験科目

小論文及び面接

(7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成23年8月18日（木）午前10時20分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表

平成23年8月23日（火）

在学する学校長に通知するとともに、合格者には本人宛合格通知書を送付する。

3 助産学科推薦

(1) 募集人員

5人程度

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、在学する学校の学校長が推薦するものとする。（女子に限る。）

ア 文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定を受けた和歌山県内の看護師養成施設を平成24年3月に卒業する見込みの者

イ 生活態度が良好で、現在の学校における成績の半数以上が「優（80点以上）」の者

ウ 合格した場合、本学院への入学を確約できる者

エ 卒業後、和歌山県内で助産業務に従事する意志を有する者

(4) 入学願書受付期間

平成23年8月2日（火）から同月3日（水）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する学校の学校長に提出すること。

(ア) 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

(イ) 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型（縦60mm×横40mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円（書留料を含む。）を貼付する

こと。

(エ) 入学検査手数料

入学願書に入学検査手数料として、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）を貼付すること。

イ 学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「助産学科」と朱書の上、出願書類を一括し、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 成績証明書 学校長が作成し、厳封したもの

(イ) 推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、学校長が作成したもの

(ウ) 卒業見込証明書

(6) 試験科目

小論文及び面接

(7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成23年8月18日（木）午前10時20分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表

平成23年8月23日（火）

在学する学校長に通知するとともに、合格者には本人宛合格通知書を送付する。

4 看護学科一部（全日制、看護師3年課程）

(1) 募集人員

50人（推薦入学の募集人員25人程度を含む。）

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業した者

イ 平成24年3月高等学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法第90条第1項に該当する者

(4) 入学願書受付期間

平成23年12月1日（木）から同月8日（木）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

イ 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型（縦60mm×横40mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

ウ 高等学校卒業証明書

ただし、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第5号に該当する者は、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格証明書

上記以外の学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

エ 調査書

文部科学省所定の様式により出身高等学校長の作成した厳封のもの。（調査書が発行できない場合は、成績証明書とする。）

オ 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円（書留料を含む。）を貼付すること。

カ 入学考查手数料

入学願書に、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）を貼付すること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。）により納付することができる。ただし、郵便為替は貼付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験（学科） 数学Ⅰ、国語総合（古文及び漢文を除く。）、英語Ⅰ及び生物Ⅰ

第2次試験（面接） 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成24年1月19日（木）午前9時30分から午後2時50分まで

第2次試験 平成24年2月3日（金）午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験平成24年1月27日（金）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛第1次試験合格通知書を発送する。

第2次試験平成24年2月9日（木）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛合格通知書を発送する。

5 看護学科二部（昼間定時制、看護師2年課程）

(1) 募集人員

35人（推薦入学の募集人員10人程度を含む。）

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業し、准看護師の免許を取得した者又は平成24年3月31日までに取得見込みの者

イ 高等学校を平成24年3月卒業見込みの者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成24年3月31日までに取得見込みのもの

ウ 学校教育法第90条第1項に該当する者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成24年3月31日までに取得見込みのもの

エ 中学校を卒業した者で、准看護師免許を取得し、平成24年4月1日現在で看護業務に従事した期間が3年以上になる見込みのもの

(4) 入学願書受付期間

平成23年12月1日（木）から同月8日（木）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科二部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

イ 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型（縦60mm×横40mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

ウ 高等学校卒業証明書又は高等学校卒業見込み証明書

ただし、学校教育法施行規則第150条第5号に該当する者は、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格証明書

上記以外の学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

エ 調査書

准看護師養成施設の卒業者又は卒業見込みの者は、当該施設長の作成した厳封のもの
高等学校の衛生看護科の卒業者又は卒業見込みの者は、当該学校長の作成した厳封のもの

オ 准看護師免許書の写し

准看護師の免許を有する者は、その写しを提出すること。

カ 就業証明書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

出願資格エに該当する者は、提出すること。

キ 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円（書留料を含む。）を貼付すること。

ク 入学審査手数料

入学願書に、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）を貼付すること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。）により納付することができる。ただし、郵便為替は貼付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験（学科） 英語、数学、国語（古文及び漢文を除く。）、専門基礎科目及び専門科目

第2次試験（面接） 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成24年1月19日（木）午前9時30分から午後3時20分まで

第2次試験 平成24年2月3日（金）午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成24年1月27日（金）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛第1次試験合格通知書を発送する。

第2次試験 平成24年2月9日（木）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛合格通知書を発送する。

6 助産学科

(1) 募集人員

15人（推薦入学の募集人員5人程度を含む。）

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格

文部科学大臣若しくは厚生労働大臣の指定を受けた看護師養成施設を卒業した者又はこれらを平成24年3月に卒業する見込みである者（女子に限る。）

(4) 入学願書受付期間

平成23年12月1日（木）から同月8日（木）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「助産学科」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

イ 写真1枚

上半身、正面、無帽、名刺型（縦60mm×横40mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。

ウ 受験資格証明書

看護師養成施設の卒業証明書又は卒業見込み証明書

エ 学業成績証明書

看護師養成施設長が作成した厳封のもの

オ 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円（書留料を含む。）を貼付すること。

カ 入学考查手数料

入学願書に、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）を貼付すること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。）により納付することができる。ただし、郵便為替は貼付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験（学科） 基礎看護学、母性看護学及び小児看護学

第2次試験（小論文及び面接） 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成24年1月23日（月）午前9時30分から午後零時10分まで

第2次試験 平成24年2月3日（金）午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成24年1月27日（金）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛第1次試験合格通知書を発送する。

第2次試験 平成24年2月9日（木）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人宛合格通知書を発送する。

願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立高等看護学院

〒649-6604 和歌山県紀の川市西野山505-1

電話（0736）75-6280

その他

願書等を郵送で請求する時は、返信用切手200円を貼付した宛先明記の定形外封筒（角2号33cm×24cm）を同封すること。

公 告

平成24年度和歌山県立なぎ看護学校看護学科の学生を次のとおり募集する。

平成23年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

募集学科

1 看護学科推薦（全日制、看護師3年課程）

(1) 募集人員

20人程度

- (2) 修業年限
3年
- (3) 出願資格及び推薦要件
推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、高等学校長が推薦するものとする。
- ア 平成24年3月高等学校卒業見込みの者
イ 生活態度が良好で、現在の学校における成績の評定平均値が3.6以上の者
ウ 合格した場合、本校への入学を確約できる者
エ 看護職として医療に貢献する積極的な意志を有する者
- (4) 入学願書受付期間
平成23年11月1日(火)から同月2日(水)までに必ず郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。
- (5) 提出書類
- ア 入学願書(和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。)
願書所定欄に写真(縦70mm×横50mm。上半身、正面、無帽で願書提出期限前3か月以内に撮影したもの。)を貼付すること。
- イ 調査書
文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの
- ウ 推薦書
和歌山県立なぎ看護学校の用紙を用い、高等学校長が作成したもの
- エ 受験票送付用定型封筒1枚(長さ23.5cm×幅12cm)
受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円(書留速達料を含む。)を貼付すること。
- オ 入学考査手数料
入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙を貼付すること。ただし、和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は記入しないこと。また貼付もしないこと。)により納付することもできる。
- (6) 試験科目
数学Ⅰ、小論文及び面接
- (7) 試験日時
平成23年11月17日(木)午前9時から午後3時まで
- (8) 試験会場
和歌山県立なぎ看護学校
- (9) 合格通知送付日
平成23年11月29日(火)
高等学校長に通知するとともに、本人宛通知する。
- 2 看護学科(全日制、看護師3年課程)
- (1) 募集人員
40人(推薦入学の募集人員を含む。)
- (2) 修業年限
3年
- (3) 出願資格
- ア 高等学校を卒業した者
イ 平成24年3月高等学校卒業見込みの者
ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に該当する者

(4) 入学願書受付期間

平成23年12月7日（水）から同月13日（火）までに必ず郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 提出書類

ア 入学願書（和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。）

願書所定欄に写真（縦70mm×横50mm。上半身、正面、無帽で願書提出期限前3か月以内に撮影したもの。）を貼付すること。

イ 卒業証明書等

（ア）高等学校を卒業した者は、その卒業証明書

（イ）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第5号に該当する者にあつては、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格証明書

（ウ）高等専門学校（修業年限5年）を3年で修了した者は、その修了証明書

（エ）上記以外の者で、学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

ウ 調査書

文部科学省指定の様式により在学又は出身の高等学校長が作成し、厳封したもの

エ 受験票送付用定形封筒1枚（長さ23.5cm×幅12cm）

受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円（書留速達料を含む。）を貼付すること。

オ 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として5,500円の和歌山県証紙を貼付すること。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は記入しないこと。また貼付もしないこと。）により納付することもできる。

(6) 試験科目

第1次試験（学科） 英語I、数学I、国語総合（古文及び漢文を除く。）及び生物 I

第2次試験（面接） 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時

第1次試験 平成24年1月19日（木）午前9時30分から午後2時50分まで

第2次試験 平成24年2月9日（木）午前9時30分から

(8) 試験会場

和歌山県立なぎ看護学校

(9) 合格発表及び場所

第1次試験 平成24年1月27日（金）午前9時30分

和歌山県立なぎ看護学校の玄関に掲示するとともに、和歌山県立なぎ看護学校ホームページに掲載する。また、合格者には本人宛第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成24年2月14日（火）午前9時30分

和歌山県立なぎ看護学校の玄関に掲示するとともに、和歌山県立なぎ看護学校ホームページに掲載する。また、合格者には本人宛合格通知書を送付する。

願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立なぎ看護学校

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号

電話番号 (0735) 31-8797

都市計画の図書の写しの縦覧公告

白浜町から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2

項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年6月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
日置川都市計画臨港地区（日置港臨港地区）の決定
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課